

○帯広市中小企業振興融資規則

平成19年3月30日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、市が市内の中小企業者等に対する事業資金の円滑な融通を図るための金融機関へのあっせんを行うことにより、市内金融機関及び北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て融資を促進し、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に定める者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項各号に定める者をいう。
- (3) 中小企業団体等 市内に事務所又は事業所を有する組合等で次に掲げる者をいう。
 - ア 中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める者
 - イ その他中小企業者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合に準じて設立した団体で、市長が適当と認めたもの
- (4) 取扱金融機関 帯広信用金庫、北見信用金庫、十勝信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、株式会社北陸銀行、網走信用金庫及び釧路信用金庫をいい、取扱金融機関の取扱店舗は市内に所在する本店又は支店とする。

(資金の預託)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、融資の原資として資金を取扱金融機関に預託するものとする。

(融資資金の種類)

第4条 融資する資金（以下「融資資金」という。）の種類は、次のとおりとし、融資資金の内容は、別表1に定めるとおりとする。

- (1) 小企業資金

- (2) 設備資金
- (3) 運転資金
- (4) ニューフロンティア資金
- (5) セーフティネット資金
- (6) 新規開業支援資金

(融資対象者)

第5条 融資の対象者（以下「融資対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、次項から第6項まで（融資対象者が事業承継により株式を取得する個人の場合は、第6項）の条件を満たすものとする。

- (1) 前条第1号の融資資金にあつては、小規模企業者で、現に事業を1年以上続けて営んでいるもの
- (2) 前条第2号及び第5号の融資資金にあつては、中小企業者又は中小企業団体等で、現に事業を1年以上続けて営んでいるもの（同条第2号の融資資金のうち、新事業進出に係る融資資金にあつては、事業開始後1年未満の者であつて、現に事業を続けて営んでいるものを含む。）
- (3) 前条第3号の融資資金にあつては、中小企業者又は中小企業団体等で、現に事業を1年以上続けて営んでいるもの（新事業進出に係る融資資金にあつては、事業開始後1年未満の者であつて、現に事業を続けて営んでいるものを含む。）又は事業承継により株式を取得する個人
- (4) 前条第4号の融資資金にあつては、中小企業者又は中小企業団体等であつて、新たに開業しようとする者又は現に事業を続けて営んでいる者
- (5) 前条第6号の融資資金にあつては、新たに開業しようとする者又は事業開始後1年未満の者であつて、現に事業を続けて営んでいるもので、その事業に必要な資金の5分の1以上の自己資金を有するもの

2 融資対象者は、原則として主たる事業所が市内にある者（個人（前条第2号又は第3号の融資資金のうち新事業進出以外の資金を利用する者を除く。）にあつては、市内に住所を有する者に限る。）とする。

3 融資対象者は、事業計画が妥当で、貸付金の返済能力を有し、かつ、原則として保証協会の保証対象業種（以下「保証対象業種」という。）を営む者でなければならない。

4 前項の保証対象業種のうち、許可、認可、届出等を必要とする業種については、それ

ぞれ許可又は認可を受け、若しくは届出をしていなければならない。

5 保証対象業種と保証対象業種以外の業種を兼業している場合は、資金用途が保証対象業種に係る場合に限るものとする。

6 融資対象者は、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）でない者でなければならない。

（融資条件）

第6条 融資限度額、融資期間、償還方法、融資貸付利率等の融資条件は、別表2のとおりとする。

2 この規則に基づく融資を既に受けている者が更に同種の融資を受けようとする場合の融資限度額は、当該融資資金の限度額から同種の融資の残額を控除した額とする。

3 一の融資対象者に対する総融資額の限度額（第4条第2号の融資資金のうちパワーアップに係るもの及び同条第4号の融資資金に係る融資は除く。）は、60,000千円とする。ただし、同条第2号の融資資金のうち工業団地取得に係るものを含む場合にあっては、160,000千円を限度額とする。

4 前各項の規定に係わらず、市及び取扱金融機関が特に必要と認めた場合は、融資限度額及び融資期間を超えて融資することができる。

（保証人及び担保）

第7条 取扱金融機関又は保証協会が必要と認める場合は、保証人もしくは担保又はその両方を徴求することができる。

（信用保証）

第8条 第4条第1号の融資資金は、保証協会の信用保証を受けなければならない。

（融資あっせんの申込み）

第9条 融資を受けようとする者は、帯広市中小企業振興融資あっせん申込書（様式第1号。以下「あっせん申込書」という。）に、誓約書兼同意書（様式第1号の2）その他必要な書類を添えて、市長に融資あっせんの申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みの受付け等を実施するものを別に定めることができるものとする。

（融資あっせんの決定）

第10条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、関係書類の提出を求めるほ

か、金融機関等に照会する等必要な調査をし、申込みの内容、経営状況等を審査し、融資することが適当なものと決定したときは、帯広市中小企業振興融資あっせん書（様式第2号）により遅滞なく取扱金融機関にあっせんするものとする。

2 前項に基づくあっせんをする場合には、あっせん書交付台帳（様式第3号）に必要事項を登載するとともに、あっせん番号を附設するものとする。

（融資の決定）

第11条 前条の規定によるあっせんを受けた取扱金融機関は、その内容を審査のうえ、融資の諾否の決定を行うものとする。

2 前項の決定に当たっては、取扱金融機関は、市が調査した診断意見を尊重しなければならない。

（融資の取消し等）

第12条 市長は、融資の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱金融機関に対し、融資の取消し、融資額の変更又は償還すべき元利金の全部若しくは一部を繰上げ償還させるよう指示することができる。

- (1) 虚偽の申込みにより融資を受けたとき。
- (2) 暴力団員等であることが判明したとき。
- (3) その他融資することが不相当と認められる事実があったとき。

（信用保証料の補助）

第13条 市長は、第4条第2号又は第3号の融資資金のうち新事業進出に係るもの以外のものを除き、融資資金の融資を受けた者に対し、保証協会が定める信用保証料を補助することができる。

（取扱金融機関の報告等）

第14条 取扱金融機関は、この融資制度による融資と、他の融資を明確に区分して処理するとともに、第10条第1項の規定に基づき、融資申込みに係る諾否の決定内容について、帯広市中小企業振興融資実行報告書（様式第4号）により市長へ報告しなければならない。

2 融資を受けた者が当該融資資金を繰上完済したときは、取扱金融機関は、帯広市中小企業振興融資繰上完済報告書（様式第5号）により市長へ報告しなければならない。

3 取扱金融機関は、毎月の貸付及び償還状況について、融資利用状況報告書（様式第6号）により、翌月の10日までに市長へ報告しなければならない。

- 4 取扱金融機関は、資金別、金利別融資残高状況について、帯広市中小企業振興融資資金別・金利別融資残高報告書（様式第7号）により、別に定める期限までに、市長へ報告しなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（帯広市中小企業等振興条例施行規則の廃止）

- 2 帯広市中小企業等振興条例施行規則（昭和54年規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成19年9月28日規則第49号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第27号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第35号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第19号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日規則第43号）

この規則は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第19号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第16号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第13号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第17号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日規則第15号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日規則第9号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

資金名		目的	融資資金の対象等
	区分		
小 企	小企業	小規模企業 者の経済的	市内の小規模企業者の経営合理化及び近代化を促進する ための設備資金及び運転資金

業 資 金	小口	地位向上と 事業運営の 基礎となる 金融の円滑 化を図る。	市内の小規模企業者の経営合理化及び近代化を促進するための設備資金及び運転資金 小企業資金小口は国の全国統一保証制度の対象である。
設 備 資 金	通常設 備	事業の拡大 や近代化及 び合理化と	設備の新增設、改築、機械等の購入並びに火災予防上 必要な消防施設の設置、防火区域内における耐火建築 物の促進等のための設備資金とし、融資対象経費等 は、次のとおりとする。
新事業 進出	中小企業者 の経済的地	ア 土地購入代金を含む場合及び事業に先行して土地 を購入する場合は、土地取得後1年以内に設備の新 増設等を完了しなければならない。	
ユニバ ーサル デザイ ン	位の向上を 図るととも に、商店街 の振興発展 及び店舗等	イ テナントとしてビルに入居しようとするときの権 利金、保証金は対象とする。	
組織強 化	の設備近代 化を促進	ウ 建物設置等の設備投資を伴わない土地のみの取得 は原則として対象としないが、その土地の使用目的 が駐車場又は資材置場等事業活動のうえで、必要か つ緊急と認められるものについては対象とする。	
パワー アップ	し、地域経 済の発展と	エ 設備投資に伴う増加運転資金の申し込みが、同時 に行われた場合、原則として別資金扱いとするが、 当該運転資金が小額の場合は設備資金に含めて取扱 できるものとする。	
工業団 地取得	安全かつ誰 もが利用し やすい快適 な生活環境 の保持を目 的とする。	オ 店舗併用住宅の建設等で、事業部分と非事業部分 の見積り分割が困難な場合は延べ床面積で按分し事 業資金を算出するものとする。 カ 帯広市商店街振興組合連合会に加入している商店 街組織の構成員が商店街活性化計画又はまちなみに 関する協定に基づき実施する個店の新增改築等に要	

			<p>する設備資金又はホテル、旅館貸会館業等施設の新増改築に要する設備資金。ただし、まちなみに関する協定に基づき実施する個店の新増改築等は、商店街組織が行う環境整備事業又は公共が行なう街路整備事業等の事業開始から事業完了後1年以内に資金を要するものを融資対象とする。</p> <p>キ 事業活動により発生する公害について、市長の施設の改善勧告（意見）を受けた者を対象とし、発生公害の防止に必要な施設の設置資金及び移転資金又は未然防止を図るための設備資金</p> <p>ク 大規模小売店舗の出店に対処するための土地購入、店舗新築及び改築、その他の設備を行うために要する設備資金、並びにテナント入居に係る建設協力金、敷金等を対象とする。ただし、土地購入代金を含む場合及び事業に先行して土地を購入する場合は、土地取得後1年以内に設備の新増設等を完了しなければならない。</p> <p>ケ 新たな事業分野、新事業に取り組むための事業活動や中小企業者同士の連携などを図るための設備資金（新事業進出を利用の場合に限る。）</p> <p>コ 中小企業者がユニバーサルデザインをとり入れた店舗等新築及び改築を行うための設備資金（ユニバーサルデザイン資金を利用の場合に限る。）</p> <p>サ 中小企業団体等が共同事業の実施のために必要とする設備資金（組織強化資金を利用の場合に限る。）</p> <p>シ 原則2名以上の雇用の増加を伴う事業規模の拡大や経営の効率化等に係る設備資金（パワーアップ資金を利用の場合に限る。）</p>
--	--	--	--

			<p>ス 帯広市西 20 条北工業団地内（帯広圏都市計画地区計画で定める西 20 条北地区（帯広市西 19 条から西 21 条までの北 2 丁目から北 3 丁目までの一部））及び帯広市西 19 条北工業団地内（帯広圏都市計画地区計画で定める西 19 条北地区（帯広市西 19 条北 2 丁目から北 3 丁目までの一部））における土地の取得及び工場等の新築又は増改築に要する設備資金（工業団地取得資金を利用の場合に限る。）</p>
運 転 資 金	通常運 転	中小企業者 の経営の安 定化を図 る。	ア 仕入資金及び決済資金等事業経営に必要な運転資金とし、生活費など消費資金、金融機関の返済資金等は対象としない。
	新事業 進出		イ 中小企業者（主たる事業所が市内にある者で、保証対象業種を営んでおり、現に事業を続けて営んでいるものに限る。）の株式を個人が買取る費用とその付帯費用を対象とする。
	組織強 化		ウ 新たな事業分野、新事業に取り組むための事業活動や中小企業者同士の連携などを図るための運転資金（新事業進出資金を利用の場合に限る。） エ 中小企業団体等が共同事業の実施又は構成員に対する事業資金の融資を行うために必要とする運転資金（組織強化資金を利用の場合に限る。）
ニューフロン ティア資金	十勝で産出 される農畜 産物等を活 用した事業 を支援し、 「食関連産	十勝で産出される農畜産物をはじめ、地域に優位性のある豊富な日照時間等の地域資源を活用する事業活動に必要な運転・設備資金とし、融資対象事業は、次のとおりとする。 ア 十勝で産出される地域資源を活用する事業 イ 新商品・新技術開発に資する事業	

	業の集積」 につなげ、 「フードバ レーとか ち」を推進 する。	ウ 事業計画に新規性が認められる事業 エ 域外への販路拡大に資する事業 オ 域内における十勝産農畜産物の高付加価値化に資 する事業
セーフティネ ット資金	企業倒産に よる関連中 小企業者の 連鎖倒産防 止及び不況 により売上 高の減少等 の影響を受 けている中 小企業者の 経営安定を 目的とす る。	運転資金で、融資対象者は次のとおりとする。 ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8 号による特定中小企業者 イ 中小企業信用保険法第2条第6項による特例中小 企業者 ウ 道が認定した倒産企業、又は市及び金融機関が確 認した倒産企業の関連中小企業者 エ 借換保証制度を利用する中小企業者 オ 最近3か月間の経常利益又は売上高が前年同期に 比して5%以上減少しているもの カ 直近決算期の経常利益又は売上高が前期に比して 10%以上減少しているもの キ 市長が特に認めたもの
新規開業支援 資金	活力ある企 業家の育成 を図り、も って中小企 業の振興に 資する。	市内で店舗又は事務所を設けて新たに開業しようとする者（開業後1年未満の者を含む。）を対象とし、開業する際に必要な設備資金及び運転資金

別表2（第6条関係）

資金名	資	融資限度額	融 資 期	償	融資貸付利率
-----	---	-------	-------	---	--------

	区分	金 使 途				間	還 方 法	等			
								適 用 金 利	下 限 金 利		
小 企 業 資 金	小企業	設 備 資 金	1 0 0 0 千 円 以 内	た だ し、 小 企 業 資 金 小 口 の 同 一 資 金 使 途 の 融 資 を 受 け て い る 場 合 に あ つ て は、 1 0、 0 0 0 千 円 か ら 当 該 融 資 残 額 を 除 い た 額 以 内 と す る。	※ 設 備 資 金 を 利 用 し て 乗 用 車 を 購 入 す る 場 合 は、 税 抜	10年 以 内	元 金 均 等 分 割 返 済	指 標 金 利	(設 定 な し)		
		運 転 資 金	1 0 0 0 千 円 以 内			7年 以 内					
	小口	設 備 資 金	次 の い ず れ か 少 な い 額 以 内 ア 1 0、 0 0 0 千 円 イ 2 0、 0 0 0 千 円 か ら 保 証 協 会 の 保 証 付 融 資 残 高 (根 保 証 の 場 合 に あ つ て は、 融 資 極 度 額) を 除 い た 額			10年 以 内				元 金 均 等 分 割 返 済 又 は 一	(設 定 な し)
		運 転 資 金				7年 以 内					

				車 両 本 体 価 格 3 0 0 0 千 円 以 内 の 車 両 と す る 。		括 返 済		
設 備 資 金	通 常 設 備	設 備 資 金	30,000千円以内 （「新事業進出」を利用して乗用車を購入する場合は、税抜車両本体価格3,000千円以内の車両とす	10年 以内 （うち 据置2 年以	元 金 均 等 分	指 標 金 利	（設 定 な し）	
	新 事 業 進 出						指 標 金 利	1 . 5%

			る。)	内)	割 返 済	— 0 . 4%	
	ユニバ ーサル デザイ ン					指 標 金 利 — 2 . 2%	1 . 0%
	組 織 強 化					指 標 金 利 — 0 . 8%	1 . 0%
	パ ワ ー ア ッ プ		100,000千円以内	15年 以内 (うち 据置2 年以 内)		指 標 金 利	(設 定な し)
	工 業 団 地取得			25年 以内 (うち 据置3 年以 内)		指 標 金 利 — 0 . 4%	1 . 5%
運	通常運	運	15,000千円以内	7年以	元	指 標	(設

転 資 金	転	転 資 金		内 (うち 据置1 年以 内)	金 均 等 分 割 返 済 又 は 一 括 返 済	金 利	定 な し)				
	新事業 進出								元 金 均 等 分 割	指 標 金 利 — 0 . 8%	1 . 5 0%
	組織強 化										1 . 0%
ニューフロン ティア資金	設 備 資 金	100,000千円以内	10年 以内 (うち 据置2 年以 内)	返 済	指 標 金 利 — 0 . 8%	1 . 0%					
	運 転 資	30,000千円以内	7年以 内 (うち								

	金		据置2年以内)		
セーフティネット資金	運転資金	30,000千円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	指標金利 — 0.8%	1.0%
新規開業支援資金	設備資金	10,000千円以内 (乗用車を購入する場合は、税抜車両本体価格3,000千円以内の車両とする。)	10年以内 (うち据置1年以内)	指標金利 — 1.0%	1.5%
	運転資金	10,000千円以内	7年以内 (うち据置1年以内)		

1 融資貸付利率設定基準

(1) 融資貸付利率設定の指標金利 みずほ銀行の発表する長期プライムレート

(2) 融資貸付利率の改定日

改定の基礎とする基準日	貸付利率の定例改定日
3月15日	4月1日

9月15日	10月1日
-------	-------

ただし、経営環境等に著しい変化が生じ、市長が必要と認めた場合は、改定を行うことができる。

指標金利が下限金利を下回った場合は指標金利を適用するもの。